

東京都男女平等参画審議会
第3回配偶者暴力対策部会

(平成28年度第3回)

平成28年8月26日

生活文化局

東京都男女平等参画審議会

第3回配偶者暴力対策部会 次第

平成28年8月26日(金)午後2時から午後4時まで
第二本庁舎31階 特別会議室24

- 1 開 会
- 2 中間のまとめ（案）の修正点の説明
- 3 意見交換・検討
- 4 その他
- 5 閉 会

配布資料

- 1 「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方」
中間のまとめ（案）（概要）
- 2 「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方」
中間のまとめ（案）

(午後1時59分 開会)

○吉村担当部長 それではお時間前でございますが、おそろいになられましたので、第3回の東京都男女平等参画審議会配偶者暴力対策部会を開会させていただきます。本日はご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入ります前に、本日の出席状況についてご報告させていただきますが、本日は加藤委員と中島委員がご欠席でいらっしゃいます。

次に、資料の確認を事務局からさせていただきます。

○白石課長 本日お配りしている資料でございますが、まず一番上に東京都男女平等参画審議会第3回配偶者暴力対策部会の次第がつけてございます。1枚おめくりいただきまして、座席表になります。もう1枚めくっていただきますと本日の資料1としまして、東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的な考え方の中間まとめ(案)の概要でございます。続きまして、資料2、こちらが改定に当たっての基本的な考え方についての中間まとめ(案)になります。

配付資料は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○吉村担当部長 それでは進行につきましては、山田部会長によりしくお願ひいたします。

○山田部会長 はい、では、議事に入ります前に、審議会及び会議録の公開、非公開につきまして確認いたします。

ご意見がなければ、前回の部会と同様に公開で行わせていただきますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○山田部会長 次に議事録の取扱い及び作成方法についても、前回の部会と同様とさせていただきます。議事録は全文氏名入りでホームページ及び都庁第一本庁舎の都民情報ルームで公開いたします。議事録の作成方法は事務局で議事録(案)を作成し、発言者の皆様にご確認をお願いし、最終的な確認は部会長に一任とさせていただきます。個人情報にかかわる事項等がある場合は、発言者にご相談させていただきます。

以上でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山田部会長 それでは議事に入らせていただきます。

本日の議事の①中間のまとめ(案)についてでございます。前回の部会のご意見を踏ま

え、事務局から先に修正案をお送りいただきましたが、その内容について委員の皆様からいただいたご意見と庁内の関係部署の意見を踏まえ、事務局において本日修正案が作成されております。まず前回からの修正点等について、事務局から説明をお願いいたします。

○白石課長 男女平等参画課長の白石でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、中間のまとめ（案）の修正点につきまして、ご説明申し上げます。第2回の部会を踏まえた修正案に関するご意見につきましては、夏休みかつ短い期間でお答えをいただきましてありがとうございます。この間、庁内の調整も並行して行っております。8月4日にお送りした資料からは、法で規定する配偶者に加えて、生活の本拠をともにした交際相手など親密な間柄のパートナーについて、新たに配偶者等と定義しまして、その内容を反映させたものを8月10日にお送りしているところですが、本日お手元にお配りしております中間のまとめ（案）につきましては、その後いただいた委員の皆様のご意見と、庁内の調整の結果をさらに反映した資料になります。

資料1に、第2回の部会を踏まえて修正した箇所、それからこの修正案にご意見をいただき、さらに修正した箇所、また庁内調整で修正した箇所について、アンダーラインを引いております。本日は第2回部会を踏まえて修正した点、また、この修正案にご意見をいただいて再度修正した点を中心にご説明したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

まずは全体的な話になりますが、配偶者という表現のうち、親密な間柄のパートナーを含む場合には、配偶者等という表現に変更しております。また6ページの用語使用のところに、配偶者等の定義を記載しております。ご確認いただければと思います。

それでは、本文に入りたいと思います。まず第1部、基本的考え方についてでございます。4ページになります。

3、暴力のない社会の実現に向けて、こちらの中の4ページの最初の段落のところに、記載している同性同士の被害につきましては、ストーカー、性暴力のほか、親密な間柄のパートナーからの暴力という表現を追加しております。

続きまして4ページの4、配偶者暴力対策を進めるに当たっての中心的視点について、配偶者暴力対策が新たなステージに入ってきているということ踏まえまして、今後の取組を積極的に推進していく必要があるということを追記しております。

次に第2部、基本計画に盛り込むべき事項に移らせていただきます。

まずIの配偶者暴力対策の中の1、暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見になります。(1)の暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進でございますが、8ページをごらんください。

8ページの一番最後の段落でございますけれども、こちらにつきましては、これまでの記載が交際相手からの暴力について学ぶ機会を設けるといった表現になっておりました。机上配付一覧の3に前回の中間のまとめの資料をおつけしております。こちらの9ページをごらんください。

前回の部会で、こちら前回の中間のまとめの案に表現をあわせてはどうかというご意見がございましたが、3段落目になりますが、中学校、高校及び大学等において、交際相手からの暴力について学ぶ機会を設けるなど、という表現が誤解を招くのではないかとということもあまして、このあたりを丁寧な説明に記載を変更しております。

資料に戻らせていただきます。9ページになります。

具体的には小学校、中学校、高校等において、暴力について学ぶという表現から、配偶者や交際相手に暴力を振るうことのないよう、男女が互いに人格を尊重し、望ましい人間関係を築く教育を発達段階にあわせて推進することが必要です、というように、丁寧な説明に変更をさせていただいております。

続きまして10ページになります。(2)早期発見体制の充実でございます。こちら一段落目で配偶者暴力を配偶者等暴力に変更したため、配偶者暴力に関するデータだけではなく、交際相手からの暴力に関する調査結果も追記しております。

続きまして13ページになります。2番の多様な相談体制の整備でございます。

(1)都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実の2段落目になります。現状・課題の2段落目です。電話相談の対応の現状の表記につきまして、わかりやすく整理をさせていただきました。特に24時間365日相談を受け付けているということをつけ加えております。

また、最後の段落です。こちらにおきましてはセンター・オブ・センターズという表現がわかりにくいというご意見がございましたので、都の役割をなるべくわかりやすいような形で記載をしております。

続きまして19ページに移らせていただきます。(3)被害者の状況に応じた相談機能の充実でございます。こちら上から6段落目です。こちらに被害者一人一人の状況に応

じた対応の必要性に言及をしております。また、この段落に対応する形で次の20ページになりますが、取組の方向性の5段落目に、相談員の対応能力の向上について記載をしております。

続きまして、3、安全な保護のための体制の整備に移らせていただきます。23ページをごらんください。(2)安全の確保と加害者対応でございます。こちら最後の段落に、加害者対応については被害者に直接対応する可能性のある人が加害者に対応する場合に、留意すべき事項について検討した上で、周知を図るという形で追記をさせていただいております。

続きまして26ページに移らせていただきます。4、自立生活再建のための総合的な支援体制の整備になります。こちら(1)総合的な自立支援の展開につきましては、関係機関という表記が複数回出てきておりますが、民間団体も対象となるということをきちんと整理するために、5段落目のところに民間支援団体を含めたという表現を追記しております。

続きまして、32ページに移らせていただきます。(5)子供のケア体制の充実です。こちらにつきましては、最後の段落になりますが、面会交流に当たっての子供への配慮について追記をしております。また、次の33ページ、取組の方向性におきまして、6段目と7段落目におきましても、面会交流に関しまして子供の状態、意思への配慮と関係職員を対象とした面会交流に適切に対応するための具体的な知識や技術の付与の必要性について記載をしております。

続きまして36ページに移らせていただきます。こちらは5、関係機関・団体等との連携の推進の中の(2)民間団体との連携・協力の促進でございます。こちら、現状課題の1段落目に民間支援団体の役割の中で、自立支援のためのプログラムの実施が大きいというお話がございましたので、支援内容に追加をしております。

また4段落目、民間団体の取組に対するより一層の支援の必要性について記載し、あわせて取組の方向性についても表現しております。

続きまして39ページになります。7、調査研究の推進になります。こちらにつきましては加害者プログラムについての調査研究について、民間団体と連携して行うべきというご意見がございましたが、一方で効果の面で懸念されるといったご意見もございましたので、こちらにつきましては、民間団体が行う加害者更正の情報を収集するという表現にさせていただいております。

1の配偶者暴力対策につきましては、以上となります。

続きましてⅡ、性暴力被害者への支援について移らせていただきます。41ページをごらんください。こちら、現状・課題の2段落目に、被害者の多くは女性ですが、男性や子供が被害を受ける場合もありますという表現を追記しております。また5段落目、内閣府の調査結果から性暴力の加害者に多いのは、交際相手や配偶者であることを追記しております。

続きまして、Ⅲ、ストーカー被害者への支援について移らせていただきます。43ページになります。こちら8段落目にコミュニティサイトやオンラインゲームによる被害の可能性について追記をしております。

続きまして、Ⅳ、セクシュアル・ハラスメントの防止になります。45ページになります。こちら最後の段落に、身近な相談窓口の相談対応能力の強化の必要性を追加しております。また、次の46ページの取組の方向性につきましても、あわせて同様の記載をしております。

最後になりますが、Ⅴ、性・暴力表現等の対応になります。こちらにつきましては、47ページの3段落目に、オリンピック・パラリンピックの開催を控え、訪日客もふえる中、性・暴力表現について国際的な視点を持つことも大切であるという旨の記載をしております。

また、5段落目になりますが、スマートフォンの普及により、SNSやアプリを活用して、手軽に情報を手に入れたり、交友関係を広げたりすることができるようになったこと。

また6段落目で、オンラインゲームなどで知り合ったことがきっかけになり、犯罪に巻き込まれるケースについての記載を追加しております。

また、最後の段落になりますが、身近な相談窓口での対応能力の強化の必要性について追加をしております。

中間のまとめ（案）の修正点については以上になります。

なお、表現の統一や文章の流れ上での表現の変更等につきましては、説明を省略させていただきます。

来週2日の総会に向けまして、できれば今月中に審議会の委員の皆様へ、この中間まとめの案を送付できればと考えておりますので、よろしくご審議のほど、お願いしたいと思います。

説明は以上になります。

○山田部会長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきました中間のまとめ（案）につきましては、本日総会の委員にお送りする予定とのことですので、今日中に修正が必要なものについては、この場で確定させる必要があります。その他の意見については、第2回の総会の意見とあわせて対応したいと思います。

それでは、もう読まれていると思いますので、修正点を中心に、全体にどこからでもお気づきになった点を指摘していただければと思います。いかがでしょうか。

○山崎部会長代理 よろしいでしょうか。追加の意見を事務局にはメールで送ったんですけども、子供という表記を今漢字の子供になっているんですけど、子供の人権に割とセンシティブな団体などは子供の「ども」は平仮名で書くというのがもはや常識なんですけど、これは難しいですか。子供というふうに漢字の供を使うと、大人の従属的存在のように、漢字の意味合いからとれてしまうということで、多くの団体は平仮名表記にしています。また、私も調べてみたところ、例えば、公共機関でも子ども家庭支援センターも、ほとんどが今「子ども」と平仮名で書いているので、この計画も「子ども」と平仮名でお出ししてはどうかという意見を出したんですが、難しかったですか。

○吉村担当部長 東京都では、公文を作る際のいろいろなルールが決められていまして、その中に「こども」は漢字で表記するというのがあります。基本的にはこの答申を、なるべく生かして行政計画をつくりますので、最初の段階からそのように表記させていただいているというのが、一つございます。

それから、子供という表記について供という漢字を使うと、従属的存在のような印象を与えるというようなご意見もある一方で、文部科学省でも、ネガティブなイメージではないということで漢字表記をしているというのもあります。

○山田部会長 東京都はまだ障害者の「がい」も、そのままですよね。国もそのままです。

○吉村担当部長 そうですね。法律では漢字で表記していますので、東京都でも法律に沿うような形にしているというのがありますね。

○山田部会長 そうですね。

○山崎部会長代理 わかりました。特にこの計画から東京都の表記を改めてほしいとまで言う必要はなく、子供の担当のところからぜひ変えていってもらえればと思うので、それで結構です。

- 山田部会長 はい、ありがとうございます。ほかにありませんでしょうか。
- 田村委員 よろしいですか。
- 山田部会長 はい、どうぞ。
- 田村委員 今回、32ページの子供のケアにかかわるところ、面会交流の現状のことと、今後やはり面会交流に対しては、特に子供自身の利益を本当に最善に考えるという視点を入れた計画が必要ではないかとの追加の意見を出させていただいております。というのは、既に8月17日の読売新聞に親子断絶防止法案というものを、超党派の議員が9月26日の臨時国会に提出するという記事が出ております。その中に、家族というのを断絶させずにその関係を続けるべきであるという考えのもと、進められる法案だということで、面会交流と養育費をセットにして進める話が出ております。一般の離婚では子供を中心に面会を考えるといいことだと思うんですが、やはりDVの場合、虐待の場合というのは、本当に特別な配慮が必要です。なおかつ、子供自身がその面会を望まないと言っても、子供の意見が今認められないような状況にある中で、ここも子供の安全・安心と、利益を最善に考える、子供の意思を反映することも踏まえた案として出させていただきたいと思います。今までに出していなかったもので、今回皆様にご意見をいただけたらと思っております。
- 山田部会長 詳しく記載することには異議は感じない。表現はこれでよろしいですか。
- 吉村担当部長 田村委員からいただいたメールを拝見し、なるべくご趣旨を生かして盛り込んだつもりではいるのですけれども。
- 田村委員 ですので、委員の皆様も含めてどうかというので。特に弁護士の山崎さんにちょっとご意見をいただきたいなと思って。
- 山崎部会長代理 面会交流の付添の支援を行うに当たってはと書いてあるんですけど、そこはそういう意味ですか。
- 田村委員 面会交流の付添という言葉ですよ。
- 山崎部会長代理 東京都が面会交流の付添の支援をするという文脈になってしまうのでしょうか。
- 田村委員 確かに面会交流の付添の支援というのは、実際、面会交流について支援するFPICなどの機関がありますけれども、DVの場合は、それは今受けてもらえない状況なんですね。DVケースの面会交流の付添に関しても例えば、東京の民間支援団体が連携して実施している同行支援ではしていません。

実際に面会交流をするにあたっての付添の支援のニーズがあることは確かです。しかし、最初から、面会交流の付添に当たっては、子供の状態や意思にも十分配慮する」という文章になると、面会交流をするというのが前提のようにも読めてしまい、それは問題だと思います。支援者は、面会交流そのものに子供の状態や意思を十分に配慮するというふうに、私はお願いしたいなとは思いますが。そのあたりいかがでしょうか。

○吉村担当部長 すみません、実はご意見をいただいたときに、事務局内でも検討しまして、面会交流自体に東京都がかかわるのが難しいという現実もございますので、この計画の中に盛り込めることとしては、面会交流の付添をできる民間団体が限られるという認識がなかったものですから、民間団体が付き添ったりするときに、うまく対応できるように、例えば研修などで支援をするようなことをやらせていただくとか、そういう事柄だったら東京都でできるのかなと思って、こういう書き方にさせていただきました。

○田村委員 ありがとうございます。ただ、今回、5月の段階で骨子が出ているところでは、離婚時に、子の面会交流を取り決め、行政はそれを支援するという内容になっています。DVでの離婚の場合はそこに暴力が介在し、既に力の差があるわけですから、前もっての取り決めなど到底できないわけです。もちろん今後、この法案がどのようなようになるかは不確定ですが。

なので、余計に子供のやっぱり意思や利益、状態を最善に考えた支援を考慮しておく、そういう知識を支援者が持つておくということは大切ではないかというふうな思いがありまして、ちょっと入れさせていただいたところなんです。

ですから、子供が希望し安全な形での面会交流をする場合、付添のニーズがあればそれを支援する体制は必要と思いますが、くれぐれもDVの場合にも面会交流が前提にあると誤解される表現にはしないでほしいです。

○吉村担当部長 そうすると、例えば今の文章を生かすとすると、32ページの「付添に当たっては」というところが必要なくなるみたいなイメージでしょうか。

○田村委員 そうですね、そうすると、もうこれは面会交流をするのが当然みたいに読めてしまうので。

○山田部会長 「面会交流の付添等に当たっては」は削ったほうがいい。

○田村委員 そうですね、「付添等」を入れないほうがいいのではないかと思います。

○山田部会長 これは具体的なことではないので、「面会交流の付添等に当たっては」を削って、「加害者との面会交流等」にしましょうか、こっちのほうに。

- 山崎部会長代理 でも、その現状・課題のほうの32ページのほうは「配偶者暴力により離婚した後に面会交流が行われる場合」というふうに書いているんですけども、だから配偶者暴力によって離婚した後に加害者と子供との面会交流が行われるべきかどうかは慎重に配慮する必要があるというのをまず言った上で、面会交流が行われる場合においても、面会交流によって子供が不安定になることのないよう、とつなげたほうがよくないですかね。
- 田村委員 そのほうがいいと思います。
- 吉村担当部長 面会交流をやったほうがいいのか、だめなのかというのが、現状では行政には、例えば東京都には、判断するということができないというのがありまして、このような書き方になっているんですね。
- 田村委員 そのことはよくわかります。
- 山崎部会長代理 それはよくわかっています。だけど現状と課題のところでは、こういう現状があるということを指摘するのであって、別に施策と関係ないことを書いていいわけですから、配偶者暴力により離婚した後は、面会交流について慎重な配慮が必要であることを関係者一同留意しなければならないみたいな、そんな現状認識が必要なんですよね。その前提の上に、もし面会交流が行われることになって、東京都がそれを支援する場合でも、こういう影響があるので、特に配慮が必要だという流れのほうがいいんじゃないですか。
- 山田部会長 となると、不安定になることもあるので、事実命題として切ってしまうと、そのような場合には、特に子供の利益にたった配慮が必要だというふうにしましょうか。
- 山崎部会長代理 いや、配偶者暴力により離婚した後に、加害者と子供との面会交流が、議論になることもあるけれども、配偶者暴力の影響を慎重に考えなければならないというのは最初に言ったほうがいいとは思うんですよね。その次にその上で面会交流をする場合であっても、子供が不安定になったり云々のこともあるため、特に配慮が必要だというふうにしたらいんじゃないですかね。
- 山田部会長 文言をもう一度お願いします。
- 山崎部会長代理 配偶者暴力により離婚した後に、加害者と子供との面会交流を行うべきかどうかについては、配偶者暴力の影響を慎重に考慮する必要がある。いや、べきかどうかと言うと家裁のような言い方になるので、何としたほうがいいですか。
- 山田部会長 だから、不安定になることもある、は事実命題なので、そこで切ってしまう

って、その次に、面会の可否については。

○山崎部会長代理 可否というのはどうでしょうか。

○山田部会長 可否って言うのはまずいですか。

○山崎部会長代理 それは家裁の領域になるんですよね。

この行われる場合というのが、ちょっとひっかかるんですよね。面会交流を行われることが前提のように見える文章なんですよね。

○田村委員 はい、そうですね。

○山崎部会長代理 だから、配偶者暴力によって離婚した後には、面会交流について慎重な配慮が必要だって、まず言ったほうがいいですよ。

○山田部会長 わかりました。では、配偶者暴力により離婚した。

○山崎部会長代理 後の加害者と子供との面会交流には細心の注意が必要である。

○田村委員 特別な配慮が必要とか。

○山田部会長 面会交流には特別な配慮が必要である。

もしをつけるとどうかと思う。もし、行われる場合は、面会交流によって子供自身が精神的不安定になったり、同居する親の精神状態の影響により不安定になることもあるため、特別の配慮が必要である。

○山崎部会長代理 そうですね、それでいいと思います。流れとしては。不安定が二つしかついてないんですが、何よりも子供の安全に配慮しないといけないというのを記したほうがいいんじゃないですか。だから、もし行われる場合も面会交流の場での子供の安心・安全とした方が良いでしょう。

○田村委員 安心ですね。今おっしゃられた子供の安心・安全、子供の意思という言葉にここにやっぱり入れていただきたいと思います。

○山田部会長 子供の安心・安全について、特に配慮が必要であると。

○山崎部会長代理 そうですね。

○山田部会長 ちょっと、今復唱できるかな。

○山崎部会長代理 配偶者暴力により離婚した後の加害者と子供との面会交流については、特別な配慮が必要。

○吉村担当部長 特別な配慮が必要です。もしくは細心の配慮が必要です。

○山崎部会長代理 細心の配慮が必要である。

○山田部会長 細心の配慮が必要である。で、丸で切ります。そして加害者と子供との面

会交流が行われる場合、面会交流によって、ちょっと多いな。

- 山崎部会長代理 面会交流によって、子供の安心・安全が脅かされることのないよう、とか。
- 山田部会長 では、子供自身が精神的な不安定はிரらない、とってしまう方がよいですか。
- 田村委員 あったほうがいいです。
- 山田部会長 面会交流によって子供自身が精神的に不安定になったり、同居する親の精神状態の影響で不安定になることもあるため、子供の。
- 山崎部会長代理 でも安心・安全はもうちょっと別な概念のような気がしますよね。だから、面会交流によって子供の安心・安全が脅かされることのないようにしなければならない。
- 山田部会長 ちょっとメモをとり切れなかったので、復唱できますか。
- 山崎部会長代理 面会交流によって、子供の安心・安全が脅かされることのないようにしなければならない。これはつなげちゃっていいんじゃないですか。子供自身が不安定になったり、親の影響で不安定になるため。ところで、同居する親の精神状態の影響で不安定になることがあるというのは、子供が主語ですか。
- 山田部会長 そうでしょうね。
- 山崎部会長代理 子供自身が不安定になったり。
- 田村委員 不安定になり、面会交流等をすることによって、母親が不安定になるので、母親と子供の関係が悪くなってくる。
- 山田部会長 そういうダイレクト影響と間接影響と両方あって、その結果不安定になる、まとめられなくもないですけどね。面会交流によって、子供自身及び同居する親の精神状態の影響で、子供が精神的に不安定になることもあるため、でしょうか。
- 山崎部会長代理 そうですね。何か「不安定」という文言が2個あって、何だろうと思ったので。
- 吉村担当部長 すみません、確認させてください。配偶者暴力により離婚した後の加害者と子供との交流には細心の配慮が必要です。面会交流が行われる場合には、面会交流の場での子供の安心・安全が脅かされることのないようにしなければなりません。あるいは、する必要があります。

また、面会交流によって、ここに子供がとつけ足しても大丈夫ですか。子供が精神的

に不安定になったり、同居する親の影響で、子供が精神的に不安定になることもあるため。

○山田部会長　子供が、だから、そこは今は別に一緒にまとめて、子供自身及び同居する親の精神状態の影響で精神的に不安定になることもあるため、ですね。

○吉村担当部長　面会交流によって、子供自身及び同居する親の影響で子供が精神的に不安定になることもあるため、特に配慮する必要があります、みたいな形でしょうか。

○山田部会長　そうですね。

○吉村担当部長　修正してみて若干おかしいときは、少しだけ手直しさせていただいてもいいですか。

○山田部会長　文字にしてみると、多少は印象が違うかもしれませんが。よろしく願います。

○山崎部会長代理　そうすると、じゃあ33ページのほうも、だから付添を行うに当たってはというのは、やはり同じように消したほうがいいでしょうね。

○山田部会長　方向性。そうですね。被害者に対し配慮するというのも変ですね。

○吉村担当部長　面会交流に係る支援みたいな感じがしますよね。支援を行うに当たっては、としますか。

○山田部会長　そうですね。

○山崎部会長代理　面会交流の支援、東京都でしているんですよね。「はあと」ってやっているじゃないですか。

○事務局　東京都も福祉保健局のほうで、ひとり親家庭支援センターのほうでやっているんですけれども、DVが原因で離婚した方は対象外になります。

○山崎部会長代理　そういうことなんだ。

○田村委員　今はないんです。

○山崎部会長代理　じゃあ、まるでこれからやりますみたいなニュアンスは書かないほうがいいんですよ。

○山田部会長　そうですね。被害者に対し、被害者に配慮することを求めるんじゃなくて、被害者を支援する人に配慮が求められるわけですから。被害者とその子供に対し。被害者及び、配偶者暴力で離婚した被害者の子供ですよね。どちらかという。子供に関して、子供の状況や意思に十分。でも面会交流が出てきてしまいますね。どうしても。

- 山崎部会長代理 どういうことを言いたいかというと、面会交流が論点になったときには、その配偶者暴力の影響を面会交流の場面でも考慮しなければならないということを支援者が自覚してほしいということを言いたいんですね。
- 田村委員 そうです。その支援したときに正しい情報を与えてほしいというようなことをですよね。そこから先にどう支援するかということは、そこまで踏み込んで、言えないと思います。
- 山田部会長 多分、一般的には書けないことなので。
- 山崎部会長代理 だから一番下の具体的な知識や技術の付与が必要ですよというのは、このままでいいのかもしれない。十分配慮することが求められる。
- 山田部会長 もう本当に包括的に言うんでしたら、配偶者暴力により離婚した被害者の支援に当たっては、子供の状態、意思にも十分に配慮することが求められます。では広がり過ぎですか。
- 田村委員 面会交流がなくなってしまった。
- 山田部会長 面会交流等の支援に当たっては。
- 山崎部会長代理 支援の中で、面会交流が問題となったときに、みたいなことですよね。
- 田村委員 そうですね。
- 山田部会長 じゃあ、もうそのまま書きますか。
- 山崎部会長代理 問題となったときにと。
- 山田部会長 支援のときに面会交流が問題になること、支援に当たって被害者との子供との面会交流が問題になるときは、子供の状態や意思にも十分に配慮することが求められるということによろしいでしょうか。
- 山崎部会長代理 「支援に当たっては」はいいと思います。
- 田村委員 そうですね。
- 山田部会長 すみません、それを復唱してくれますか。
- 山崎部会長代理 支援に当たっては面会交流が問題となるときは、子供の状態や意思にも十分に配慮することが。
- 山田部会長 が求められますということ。
- 山崎部会長代理 いいと思います。
- 山田部会長 では、それで。
- 吉村担当部長 ありがとうございます。

- 山田部会長 ほかにありますでしょうか。
- 山崎部会長代理 セクシュアル・ハラスメントの防止と、性・暴力表現等への対応、この二つの一番下に。
- 山田部会長 何ページですか。
- 山崎部会長代理 45ページと47ページの一番下に、都をはじめ市区町村の相談窓口での相談能力の強化も図る必要があると書いてあるんですけど、市区町村で相談を受け付けますということになるわけですか。今現在は無いわけですよ。市区町村にこの窓口って。
- 事務局 セクシュアル・ハラスメントのためだけの相談窓口というのはいませんが、女性などが何か困ったことについて相談する窓口がいろいろございまして、その方々がセクハラですとか、こういった性・暴力表現の被害の方からご相談があったときに、きちんと対応できるような状況にしておかなければいけないということで、研修等で技術支援を行うということを記載しています。
- 山崎部会長代理 市区町村でもやってくださいというようなことですか。
- 事務局 やっていただけるように、相談員の対応能力をつけていく必要があるということです。
- 山崎部会長代理 そうですか。それなら、性暴力被害者への支援のところにはそれは入っていないんですけど、あとストーカー被害者のところにも。
- 事務局 性暴力被害者のところはワンストップセンターがもう既にございますので、そこを中心としてということで、入れていない。
- 山崎部会長代理 ストーカー被害もそうですかね。
- 事務局 ストーカー被害というと、警察に行っていただくというのが一番安全なので。
- 山崎部会長代理 45ページと47ページには一番下に横線が引いてあるのに、被害者が市区町村で相談できるように、相談能力の強化を図る必要があると書いてあるんですけども。ストーカーのところと性暴力被害のところには、それが無いのはなぜかなと思ったということです。
- 田村委員 実際にストーカーのことについての相談も行政の相談窓口にはきます。で、どうするかといったときに、そこを警察につないでいく、連携をやっぱりどうするかということが重要になってくるので、そのあたりをやはり窓口は広いほうがいいから、区市町村の相談窓口でも相談に当たり、それを必要な部署、警察等に連携するように努め

るとか、そういうふうな表現にすると、どうかなとは思いました。

○山崎部会長代理 同じように書いておいたらいいんじゃないかなと、私と同じように何で後ろの二つにあるけれども、前の二つにはないのかなと思う人がいるかもしれないから。

○田村委員 で、実際には相談を受け付けているわけなので、それをその先、ちゃんと適切な機関につなげるみたいなどころまで行けば、よりいいのではないかと思います。

○山田部会長 中身は問題ないと思いますけれども、単調にならないかという、ただその1点だけなんです。

○山崎部会長代理 そうですか。

○山田部会長 こういう文章は単調であっても構わないということもないですが、単調になってもいたし方ないということであれば、2と3のところと同じ文言を入れる。入れない理由というのはないですよ。入れなかった理由というのは特にはない。

○吉村担当部長 全く同じ文章で大丈夫ですね。

○山田部会長 では、そういう中身に関しては問題ありませんので、4回入れるということでもよろしいでしょうか。

では、そのほかには変更は。

○事務局 ストーカー対策は警察なので、そこにつなぐというような流れの書き方のほうが。

○田村委員 いや、別にそこは同じように対応能力の強化を図るといような、その中身の問題でいいのではないのでしょうか。

○山崎部会長代理 とともに連携していくということが含まれるというふうに考えれば。

○山田部会長 どこに連携していくかは、各ケースによって多分違うと思うので、対応能力の強化を図るということを全てに入れるということで、お願いいたします。

あとは何かありますか。あとはよろしいでしょうか。

○田村委員 すみません、今の45ページのところ、セクシュアル・ハラスメントのところなんですけど、意見として出していなかったから申し訳ないんですけど、厚生労働省は職場でのLGBTへの差別的言動がセクハラになることを雇用機会均等法の「セクハラ指針」に明記する方針を固め、来年1月から適用するとしています。このLGBTについてセクハラに触れなくてもいいのでしょうかね。女性だけじゃなく男性に対するという表現だけで。

- 山田部会長 女性だけではなく男性と書いてあると、いわゆる自分は中間であると主張する、感じる人がいると思います。
- 田村委員 性的マイノリティの方に対してもというような、例えば一言を入れるとかというのはい。
- 山田部会長 いれられますか。誰でもと一応書いてはあるんですけども。
- 山崎部会長代理 女性だけでなく男性に対するセクハラも対象となっていますとも書いてありますけれどね。
- 山田部会長 だから逆に女性と男性でLGBTというか、トランスジェンダーの方は入るのかと言われてしまう可能性もゼロではないんですが。
- 吉村担当部長 誰でも、とは書いているのですけれども。
- 山田部会長 そうなんですよ。
- 田村委員 ただ、誰でもと言ったときに、そういう方たちをしっかりと意識しているかといったらどうでしょうか。LGBTへの差別的言動についても。東京都で明記したほうがいいのではないかなというふうには私は思いますが。
- 吉村担当部長 それはガイドラインの中でそういうことを書くということなのでしょうかね。
- 田村委員 LGBTの方に対してのハラスメント、いわゆる同性が好きなんだみたいなことを言ったりとか、性指向、性自認へのひやかしや差別等の言動がセクシュアル・ハラスメントだと書くということだと思います。
- 吉村担当部長 雇用機会均等法のガイドラインか何かに入れるということですかね。
- 田村委員 そうですね。
- 山崎部会長代理 いや別に、雇用機会均等法とつなげなくてもいいと思うんですよ。今見ると、入れるとしたら一番上の丸で、セクハラは誰でも被害者となるおそれがある、このセクハラの内容定義をしているところに入れたらいいんですかね。「男女を問わず誰でも被害者となるおそれがある」どうしますかね。
- 田村委員 例えばセクシュアル・マイノリティという言葉を出すということは結構難しいでしょうか。
- 吉村担当部長 もう一つの計画、女性活躍推進計画では、性同一性障害者と性的指向の異なる人という表現をしています。
- 山田部会長 性同一性障害者と性的指向の異なる人。

- 吉村担当部長 セクシュアル・ハラスメントという言葉は、もう普及しているので、片仮名のままで使っているんですけど、行政の計画にするときには、なるべくわかりやすく日本語を使うというルールがありますので、日本語で表記させていただいています。
- 山崎部会長代理 それは、その性同一性障害と。
- 吉村担当部長 性的指向の異なる人という言葉を使っています。
- 山崎部会長代理 どういうふうに入れているんですか。文脈として。
- 吉村担当部長 性同一障害者、性的指向の異なる人に対する配慮が必要だというのが入ってくるんですね。女性活躍推進計画のほうで。
- 山田部会長 となると、ここも男女問わずというところを少し広げる形で、男女性的指向を問わず、みたいな形に書くしかないですかね。
- 山崎部会長代理 性的指向及び性自認、性自認及び性的指向とか。
- 山田部会長 そうすると説明しないといけなくなる可能性もあるので、わからない人がいっぱいいるので。
- 山崎部会長代理 それは説明も加えているわけですか、もう一つの計画では。
- 吉村担当部長 はい、加えています。
- 吉村担当部長 今合わせてお配りしている、女性活躍推進計画の73ページなんですけれど、ここの三つ目と四つ目のところで、それぞれこういう方ですというのを書いています。
- 山田部会長 こっちが先に来るんですね。
- 吉村担当部長 そうです。分冊になりますけれど、こちらのほうが上にくる形ですね。
- 山崎部会長代理 性別や性的指向にかかわるといふところな感じですか。
- 山田部会長 そうですね、それでいいかもしれません。性別・性的指向、性自認。
- 吉村担当部長 性自認という言葉は今まで出てきてないですね。
- 山田部会長 では、性別に性自認も含まれていることで、逆に男女を入れずに性別・性的指向を問わず誰でもというふうにすれば中立的で全部含まれるというので、それでよろしいでしょうか。
- 吉村担当部長 では、性別・性的指向を問わずとします。
- 山田部会長 そうですね。よろしいでしょうか。
- 山崎部会長代理 ちょっと、今の言い方だと足りないなと思ったのは、いわゆるセクシュアル・ハラスメントというのは意に反する性的言動なわけですけども、性的言動に

性自認とか性的指向に関するからかいはも含まれるみたいなことを定義しないとイケないのかなと思ったんですけど、誰でも被害者となるおそれがあるのはそのとおりなんですが、さっき田村委員がおっしゃったLGBTへの配慮というのは、性自認や性的指向について、何というか、殊さらにばかにするみたいなことがセクシュアル・ハラスメントに含まれるという内容ですよ。

○田村委員　そうです。はい。

○山崎部会長代理　だから、むしろセクハラとは何かみたいなところで言うべき話なのかもしれないなと思ったんですけど。そういう意味でこれ、セクハラの定義を何も書いていないですよ。

○山田部会長　となると、ストーカーの定義も書いていないですよ。性暴力の定義も。

○山崎部会長代理　そうですね。

○山田部会長　これ、一部のほう、労働問題等では何かしない。

○山崎部会長代理　こっちはセクハラは出ないですよ。恐らく。出るのか。ハラスメント問題というところに出ている。

○山田部会長　出ているはずですが。

○吉村担当部長　このブルーの冊子の131ページに、東京都の条例が書いてありまして、そこでの定義では性的な言動により当該言動を受けた人の個人の生活の環境を害すること。または性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることという定義をしております。

あとは雇用機会均等法の考え方みたいなものを書くかですが。

○山崎部会長代理　ここに書いてあるから、この計画には書かなくていいという感じですか。

○吉村担当部長　最終的には同じ冊子に載ってくるというのはあるんですけど。

○山崎部会長代理　そうか、それならいいのかな。

○吉村担当部長　よろしければ、下に注書きみたいな形で足しましょうか。

○山田部会長　注書きで、条例に書いてあることを書くということですか。

○吉村担当部長　抜き出すというような形でよろしければ。

○山田部会長　条例を抜き出して、注でやっていただけますか。一番広い定義なので、それで大丈夫だと思います。

あとはよろしいでしょうか。

では、ものすごく細かいところですが、47ページの三つ目の丸ですが、訪日客というとは何か限られるので、グローバル化に伴って、ビジネスや観光で来日する外国人がふえている中という形でいかがでしょうか。特になければ。

○山崎部会長代理 そうですね、そのほうが丁寧だと思います。

○山田部会長 あとはよろしいでしょうか。

では、本日修正になったところについて、今確認したところについて、この後、すぐに反映していただければと思います。よろしいでしょうか。

その他の意見に関しては、第2回総会後に対応していただくということで、お願いいたします。また第2回総会で各委員からいただく意見についての対応については、私にご一任いただくということで考えております。よろしいでしょうか。

○山田部会長 それでは次の議事に入らせていただきます。

議事2のその他、今後のスケジュール等について、事務局から説明をお願いいたします。

○吉村担当部長 第2回の審議会総会につきましては、9月2日金曜日、午後1時半から開催させていただきます。会場は都庁第二本庁舎31階の特別会議室21になります。

当日は山田部会長がご欠席とのことをごさいますので、恐れ入りますけれども、山崎部会長代理から中間のまとめのポイントについて、総会へのご報告をお願いいたします。

その後は総会におきまして、各委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて修正したものを中間のまとめとして確定をいたしまして、10月の中旬ごろにパブリックコメントにかける予定でございます。

お手元に次回部会の日程調整の調査票をお配りしておりますので、お手数でございませけれども、ご予約がすぐおわかりになります場合はご記入をいただきまして、この場では難しいというときは、本日メールでファイルを送らせていただきますので、そちらのほうにご返信いただければと存じます。

事務局からは以上でございます。

○山田部会長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんでしょうか。

(なし)

○山田部会長 では、次回皆様お忙しいところ恐縮ですが、決まりましたら、どうぞご予定いただくようお願いいたします。

では、それではこれもちまして、東京都男女平等参画審議会第3回配偶者暴力対策部会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(午後3時00分 閉会)